

令和6年9月18日

東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会
委員長 植 木 信 一 殿

一般財団法人児童健全育成推進財団

意 見 書

東京都認証学童クラブ制度創設に向けた論点について、下記の通り意見具申いたします。

記

1 子供の自主性、社会性及び創造性を育むための適切な支援環境について

(1) 適切な児童の規模について

1 支援の単位当たりの人数は「40 人以下」とする。

- 国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号、以下「国の基準」という）では、放課後児童クラブの支援の単位は、おおむね 40 人以下としています。
- 待機児童ゼロの施策を優先するがばかり、「おおむね」が拡大解釈されて支援の単位がいまいになり、実質的に大規模化して、子どものケガやトラブルなどが発生しやすくなることが、全国的な課題となっています。とりわけ都市部で放課後児童クラブの大規模化が課題となっています。
- 大規模化すれば、子どもの心身の変化や子ども同士の人間関係などが把握しづらくなることは自明の理です。東京都子ども基本条例に明記する「子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念」に照らし、あらためて検討することが必要であると考えます。
- 今般の都内学童クラブの充実を図るための都独自の新たな運営基準による認証制度を検討する専門委員会の設置の目的に照らせば、1 支援の単位当たりの人数は「おおむね」を取って「40 人以下」とすることを提案します。
- 実施場所の確保等の諸条件が整えば 35 人以下を目指すことが望ましいと考えます。
- なお、公立小学校の学級編制は、すべての学年で 40 人から段階的に 35 人に引き下げられています。

(2) 1 支援当たりの適切な職員配置について

1 支援の単位ごとの放課後児童支援員等を「3 人以上」とする。
子どものいる時間帯は常時 2 人以上が配置できる職員体制を確保する。

- 国の基準では、支援の単位につき放課後児童支援員等を 2 人以上配置することとしており、放課後児童支援員等は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者であることを原則としています。子どもが安全に過ごすことができる生活の場としての機能を果たすためには、専任する複数の放課後児童支援員等の配置が必要だと考えます。
- 今般の専門委員会の設置の目的に照らせば、1 支援の単位ごとの放課後児童支援員等を「3 人以上」とし、子どものいる時間帯は常時 2 人以上が配置できる職員体制を確保することが望ましいと考えます。
- 人員確保等の諸条件が整えばさらにそれ以上の放課後児童支援員等の配置を目指すことが望ましいと考えます。

(3) 専用区画について

専用区画の面積は「児童 1 人につき 1.98 m²以上」とする。

- 国の基準では、専用区画は、児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上を確保することとしています。放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものであることを原則としています。
- 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、以下「指針」という）では、放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であるとしています。
- 子どもの遊び等の活動拠点として使用される専用区画自体に 1 人につき 1.65 m²以上の面積が必要であり、それに加えて静養室等を追加することが望ましいと考えます。
- なお、専用区画の基準となっている児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上という面積は、保育所の乳児室や児童発達支援センターの遊戯室の基準と同じ面積であり、今般の専門委員会の設置の目的に照らせば、保育所の保育室又は遊戯室の基準としている面積の 1.98 m²以上とすることが望ましいと考えます。

【参考値】

児童 1 人当たり面積 1.65 m²以上のクラブ数

○区部 1,574/1,958 か所 (80.3%)、○市町村部 570/798 か所 (71.4%)

(令和 5 年度東京の学童クラブ事業実施状況/東京都福祉局子供・子育て支援部)

3 人材の確保、定着、育成について

放課後児童支援員の現任研修の体系に基づく計画的受講と処遇改善をセットにした東京都独自のキャリアアップのシステムを構築する。

- 常勤の放課後児童支援員の適正配置が重要となる一方で、保育士よりさらに放課後児童支援員等の人材不足は深刻化しており、職員の配置基準を満たせないまま運営するケースや、スキマバイトアプリで職員募集し履歴書提出や面接も無く採用されて子どもに関わるケースも散見され、子どもにとっても保護者にとっても不安な状況となっています。
- 子どもの自主性、社会性、創造性を育み、福祉を増進するために、子どもに継続的に関わる職員の配置が重要であるため、長く勤務できる雇用環境となるよう処遇を改善していくことが必要であると考えます。
- 職員の定着を図るため、都が各区市町村を先導して処遇改善等にかかる財源を確保していくことが必要と考えます。
- 放課後児童支援員認定資格研修を修了することはもとより、職員のさらなる資質の向上を図るために、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、計画的に研修を受けていくことが重要です。
- 放課後児童支援員の現任研修の体系に基づく計画的受講と処遇改善をセットにした東京都独自のキャリアアップのシステムを構築することが望ましいと考えます。

以上